

河川法 (河川の使用等に関する箇所の抜粋)

河川法第 20 条

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第 20 条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

河川法第 24 条

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法第26条

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第1項の許可の申請又は第37条の2、第58条の12、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第1項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第3項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

河川法第 32 条

(流水占用料等の徴収等)

第 32 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の有する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第 75 条の規定による処分をしたときも、同様とする。

河川敷地占用許可準則

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認められる場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該

占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占有主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

(占有施設)

第七 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転歩行者専用道路
- 三 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設

- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
 - 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
 - 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
 - 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
 - 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - ロ いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
 - 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水又は利水の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水又は利水の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。

三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。

四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。

五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準(以下「植樹基準」という。)によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占有の特例

(包括占有の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占有の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当

該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

- 3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

（第十第1項に規定する計画等との調整）

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占用区域の施設設置者による利用）

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認められた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。
 - 三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

- 2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。
- 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を經由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

（占有の許可の期間）

第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占有者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）

に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附 則

（経過措置）

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附 則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

京橋川・元安川 水辺のオープンカフェ [広島県広島市]

河川区域におけるオープンカフェの先進事例・協議会による運用の仕組み



京橋川のオープンカフェ（写真：広島市）

■概要

広島市では、質の高い水辺空間や魅力的な水都文化が形成された「水の都ひろしま」を実現することを目指し、市民や民間企業と行政が協力し様々な取り組みを行っている。その中で実施している「水辺のオープンカフェ」は、河川区域における常設型のオープンカフェとしては草分け的な取り組みである。

河岸緑地に設置又は隣接する店舗を中心として、利用者が水辺の開放感を享受できるように、屋外部分も有効に活用した喫茶又は飲食業が営まれている。

水辺のオープンカフェは、JR 広島駅に程近い京橋川地区と平和公園近くの旧太田川（本川）・元安川地区で営業を行っている。



図 1 位置図

■事業の経緯

H 2年 3月	国・県・市が連携して「水の都整備構想」を策定し、その後、河岸緑地や親水性護岸などの整備を推進。
H14年 7月	内閣府都市再生本部「都市再生プロジェクト」選定、10月に「水の都ひろしま推進協議会」設置。
H15年 1月	市民との協働により、「水の都ひろしま」構想を、国・県・市が策定。
4月	河川管理者と、河川区域へのオープンカフェ設置等について協議開始。
9月	推進協議会内に「オープンカフェ通り専門部会」を設置し、実施方法、事業コンセプト、出店条件などの検討を開始。
H16年 3月	社会実験として河川利用の特例措置適用区域に指定。11月から17年1月の間、京橋川周辺住民との意見交換会を開催。
7月	河川の特例措置を活用した新たな枠組みで、京橋川において地先利用型オープンカフェ2店舗開業。以後、H17年3月に1店舗、H19年9月に1店舗開業。
H17年 3月	推進協議会に「京橋川水辺のオープンカフェ出店者選定委員会」を設置し出店者公募。5～6月に出店者選定委員会一次・二次審査を実施し、19件の応募から4店舗3出店者を選定。
H17年 7月	出店者との連絡調整会議を開催（開業まで5回開催）
8月	基盤整備工事及び店舗建築工事に着手
10月	京橋川オープンカフェ（独立店舗型）4店舗開業
H19年 11月	元安川オープンカフェ出店者公募を開始。
12月	推進協議会に「元安川オープンカフェ出店者選定委員

H20年 8月	会」を設置し、2～3月に一次・二次審査を実施し、6件の応募から1出店者を選定。
H23年 4月	元安川オープンカフェ開業。 河川敷地占用許可準則改正を受け、4月に京橋川地区が「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける。 京橋川オープンカフェ（独立店舗型）出店者の再公募を開始。6～7月に一次・二次審査を実施し、6件の応募から3店舗3出店者を選定。
H23年 10月	京橋川オープンカフェ（独立店舗型）を仮時開業。
H24年 3月	河川敷地占用許可準則により、元安川地区が「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける。
H25年 10月	元安川オープンカフェ（独立店舗型）出店者の再公募を開始。1月に一次・二次審査を実施し、5件の応募から1出店者を選定。
H26年 8月	元安川オープンカフェ開業。

水辺の利活用の「計画」段階

Plan

■事業スキーム

京橋川・元安川の事業スキームを示す(図2)。主な関係主体は管理者、協議会、出店者である。

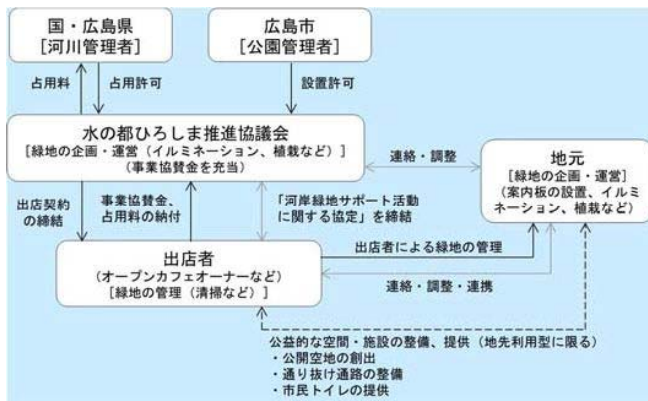


図2 京橋川・元安川の事業スキーム

(1) 管理者

図3の通り、オープンカフェの設置場所となる河岸エリアは、広島市の戦災復興計画の中で河岸緑地として位置づけられており、河川区域でありながら都市公園区域にも指定されている。

オープンカフェ設置の際には、河川管理者及び公園管理者双方から許可を得る必要がある。

- ・河川管理者：国（元安川）、広島県（京橋川）
- ・公園管理者：広島市



図3 河岸エリアの空間構成(京橋川独立店舗型オープンカフェ)

(2) 協議会

協議会の概要を表1に示す。協議会の役割としては、河川法及び都市公園法の許可手続き、オープンカフェ出店者の募集・選定・契約、オープンカフェ事業周辺の環境整備、地元との連絡調整などがある。出店者は含まれない。

表1 協議会の概要

名称	水の都ひろしま推進協議会
構成員	学識経験者（都市計画、まちづくり建築環境）、市民団体、内水面漁業協同組合、(社)広島県観光連盟、(社)広島県生活衛生同業組合連合会、(一社)日本旅行業協会中四国支部事務局長、国土交通省（中国地方整備局、中国運輸局）、広島県、広島市
事務局	国土交通省、広島県及び広島市の関係部署で構成（庶務は、広島市経済観光局観光政策部観光ビジネス担当）

(3) 出店者

独立店舗型の出店者は、協議会が公募を行い、協議会内の選定委員会にて出店候補者を選定、協議会が出店者を決定する。選定の審査事項については、募集要領に示されており、選定結果等について広島市のHPにて公表される。

京橋川オープンカフェ（独立店舗型）の出店者は「出店者会」を結成し、自主的な企画の実施や地域との協働活動など各種活動を行う。

水辺のスペースを「つくる」段階

Do

■基盤整備

オープンカフェ取り組み以前には、河川については河川管理者として国、県が親水性護岸などを整備し、河岸緑地については公園管理者の広島市が整備を行ってきており、基本的な整備は実施済みであった。

オープンカフェ設置にあたり、上下水道や電源整備等の基盤整備は広島市が実施している。

水辺のスペースを「借りる」段階

Do

■占用許可

河川区域の占用については、協議会が河川法第24条に基づき、河川管理者である国、広島県よりそれぞれ占用許可を受けている。周辺エリアは、河川敷地占用許可準則第22の「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けており、民間事業者による営業活動が可能となっている。

都市公園区域についても、協議会が都市公園法第5条、広島市公園条例第7条に基づき、公園管理者である広島市より設置許可を受けている。

■占用料

河川区域における占用料は、河川法第32条において、「流水占用料等」として都道府県知事が徴収することができる、とされている。また、河川占用料の額は広島県

河川区域内占用料等徴収条例第3条に基づく。占用用途によって異なり、地先利用型の占用部分については210円/m²・年、独立店舗型の建物部分については1,090円/m²・年である。本事例では、各出店者が店舗等の面積に応じて、協議会に、出店契約に定められた河川使用料を支払い、占有者である協議会が広島県知事宛に納付し、県の一般会計として処理される。

なお、都市公園法に基づく公園の使用料については、協議会という営利を目的としない団体の、広島市の都市公園における社会実験の実施という公益上の目的のための利用であることから、広島市公園条例第11条及び広島市公園条例施行規則第10条第1項に基づいて免除されている。

■占用期間

河川占用期間は、河川敷地占用許可準則第24に基づき、10年となるため、10年ごとに占用手続きを行う必要がある。

公園施設設置期間は、都市公園法第5条に基づき、最長10年となっているが、1年の許可期間としているため、1年ごとに設置許可手続きを行う必要がある。

水辺のスペースに施設を「つくる」段階



■土地利用の形態

土地利用のパターンは、河岸緑地に面した土地や店舗を有している事業者が出店する場合の地先利用型(図4)と、河岸緑地に新たに店舗を建築して出店する場合の独立店舗型(図5)の2つのパターンがある。

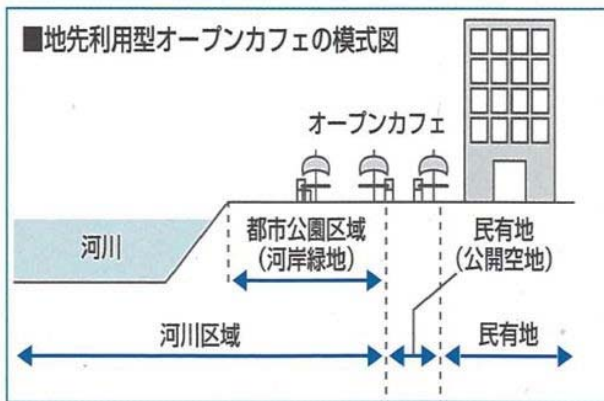


図4 地先利用型オープンカフェの模式図

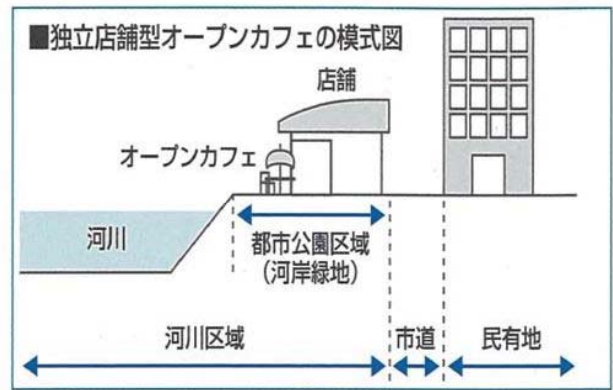


図5 独立店舗型オープンカフェの模式図

■出店者

現在、京橋川、元安川で地先利用型、独立店舗型あわせて8店舗が営業を行っている(表2)。

表2 京橋川・元安川のオープンカフェ店舗一覧

	独立店舗型	地先利用型
京橋川	<ul style="list-style-type: none"> オイスター・コンクラブ 牡蠣亭 cafe REGALO [カフェ レガロ] ティーガーデン Pul-Pul [プルプル] 	<ul style="list-style-type: none"> Ristorante Fontana [リストランテ フォンタナ] (ホテルJALシティ) 43 [キャラントロフ] (ホテルフレックス) Ocafe [オーカフェ] (RCC文化センター) MUSIMPANEN [ムッシム/パネン]
元安川	<ul style="list-style-type: none"> Caffè Ponte [カフェ ポンテ] 	-

H27年2月現在

■店舗建築時の負担・手続き

出店者は、基盤整備以外の出店に必要な建築工事、電気設備、機械設備等の工事費用を負担し、建築基準法の規定に適合する店舗を建設することが求められている。店舗の建築に際して都市計画法53条の許可申請及び建築確認申請は出店者自らが行う。

また、当該地区は広島市独自の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺美観形成形成協議制度」及び「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」(H27年1月から、「景観法に基づく届出等に係る事前協議制度」)の対象区域であり、店舗のデザインも同制度に沿ったものにすることが求められる。

水辺のスペースを「使う」段階



■事業協賛金

出店者は、出店契約に定められた河川使用料とは別に

「事業協賛金」を協議会に納付する。額は、京橋川オープンカフェについては、建築物の占用部分については12,000円/㎡・年、その他の占用部分については2,400円/㎡・年、元安川オープンカフェについては、建築物の占用部分については13,200円/㎡・年、その他の占用部分については2,640円/㎡・年である。

事業協賛金は協議会により、周辺河岸緑地の環境整備（イルミネーション、植栽等）に使用される。

■契約期間

契約期間は1年単位で、独立店舗型の場合は、出店者からの申し出がない限り3年目まで自動更新される。また、独立店舗型の出店者は、3年ごとに協議会から評価を受け、支障ないと判断される場合は最長10年まで継続可能である。なお、3年ごとの評価及び最長期間を定めているのは、既得権益化を防ぐことを目的としている。

■出店者の負担

出店者は事業協賛金、河川使用料、出店に必要な工事費用の他、退店時の撤去費用、営業に必要な経費、公租公課、出店者会の負担金等を負担することが出店の条件となっている。

また、独立型店舗の場合、契約時に保証金の寄託または契約の保証を義務付けている。京橋川オープンカフェの場合、1区画当たり50万円の保証金の寄託（複数区画の場合は、50万円×区画数）、元安川オープンカフェの場合、出店者が提出する原状回復のための見積書と同額の保証金の寄託等を義務付けている。

■維持管理

河岸緑地自体の維持管理は管理者である広島市が実施するが、店舗周辺は出店者が行う。契約時の条件として、「京橋川オープンカフェ河岸緑地サポート活動に関する協定」または「元安川オープンカフェ河岸緑地サポート活動に関する協定」を協議会と締結し、これに基づき定期的に清掃等を実施することが示されている。

■その他制度

営業にあたっては、建築基準法、消防法、食品衛生法及び食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例、広島市景観条例等の法令を遵守することが条件となっている。飲食店営業に関するすべての許可手続きは出店者が行う。

水辺の利活用の取組を「評価する」段階 Check

■事業の効果

協議会では、各出店者にオープンカフェ利用者数の報告を義務付けており、継続して把握し、年間利用者数についてホームページで公表している。

利用者数の経年推移について図6に示す。京橋川の独立型店舗では伸び悩んでいるものの、京橋川の地先利用型店舗、元安川では増加し、現在は年間17万人近く

の人が訪れている。協議会では、そもそも人がまばらだった河岸緑地に新しい人通りを創出し、新たな賑わいや人々の交流を生み出したとして評価している。



図6 京橋川・元安川におけるオープンカフェ利用者数の推移

定量的な評価のほかには定性的評価として、各種メディアに取り上げられPR効果や観光スポットとしての定着が図られたとしている。

また、かつては不法駐車・駐輪が目立っていたが、オープンカフェの出店に伴いそれらが大幅に減少し、さらに店舗照明や人の目が増えたことにより、歩行者数が増加し夜間も安心して歩ける空間となるなど、周辺環境の改善も効果として挙げられている。

水辺の利活用の計画を「拡充・見直す」段階 Action

■最近の動き

従来、京橋川で7店舗、元安川で1店舗のオープンカフェが設置されていたが、H24年4月より太田川本川左岸でも1店舗のオープンカフェが営業を開始している。また、京橋川では従来右岸側のエリアでオープンカフェを展開していたが、左岸エリアでも募集を行い、出店者が決定し、H27年度中の営業開始を予定している。

参考情報・問い合わせ先

■参考情報

- ・「水の都ひろしま」水辺のオープンカフェ（広島市HP）、
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/0000000000000/1001000002545/index.html>
- ・代表的な土地の有効活用事例「京橋川 水辺のオープンカフェ」（国土交通省HP）、
<http://tochi.mlit.go.jp/chiki/land/ex20/1607.html>

■問い合わせ先

(1)協議会

名称：水の都ひろしま推進協議会事務局

（広島市経済観光局観光政策部観光ビジネス担当）

住所：〒730-8586

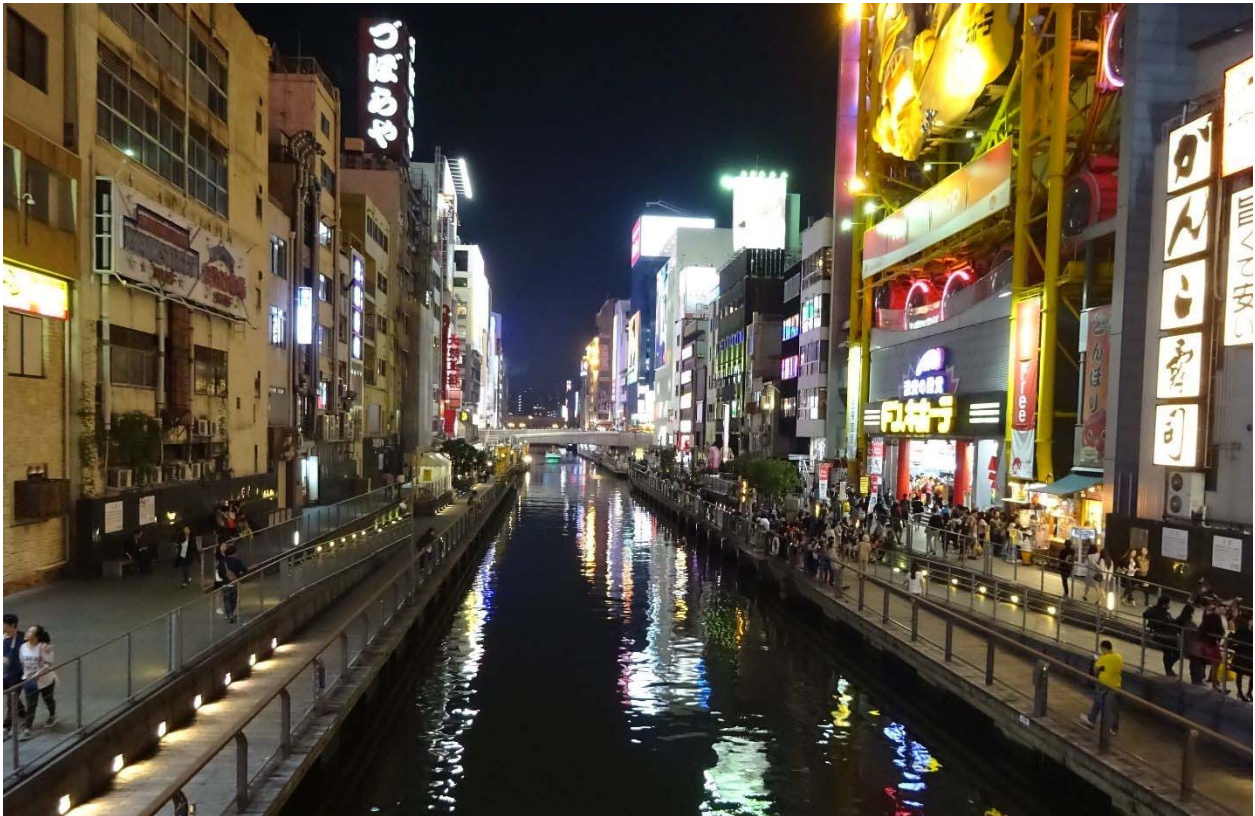
広島県広島市中区国泰寺町一丁目6-34

電話：082-504-2676

FAX：082-504-2253

道頓堀川 遊歩道「とんぼりリバーウォーク」 [大阪府大阪市]

民間企業による水辺空間の管理・運営



道頓堀川の夜景（写真：リバーフロント研究所）

■概要

大阪市では、水の回廊の東と南に位置する東横堀川と道頓堀川は両端を水位調整可能な水門で区切ることで、上流部からの汚染水の流入を防ぐとともに常に水位が安定させ、水面に近い所に遊歩道を整備し、水質浄化とともに親水性の高い憩いの河川空間の創出を行った。その主要な施設として、水面上の遊歩道の計画が、地元組織である「道頓堀を考える協議会」の参加のもとに始まり、その一部が平成16年末に整備され、「とんぼりリバーウォーク」と命名された。平成25年には全面開通し、多くの観光客で賑わっている。

■事業の経緯

S42年	汚濁対策と高潮防御を目的として大黒橋上流両岸に舟型護岸整備。
S54年	水質浄化や環境整備を目的としてエアレーション（噴水）整備。
H元年	戎橋下流部にウォーターカーテン設置。
H7年	河川再生事業が創設され、道頓堀川水辺整備事業が採択。
H12年	道頓堀川水門・東横堀川水門が建設。
H13年12月	「水の都大阪再生」が「都市再生プロジェクト」に選定され、道頓堀川水辺整備事業がリーディングプロジェクトに位置づけられる。
H16年3月	30日、戎橋～太左衛門橋区間（役170m）が国土交通省河川局より河川敷地占用許可準則の特例措置を適用する区域として指定。
12月	18日、戎橋～太左衛門橋区間の遊歩道が「とんぼりリバーウォーク」としてオープン。
H17年5月	社会実験としてイベント受付開始。7～8月にかけてフゴン、広告占用、突き出し看板の受付も開始。
H21年8月	社会実験の区間を湊町～日本橋間の約1,000mに拡大。
H24年4月	河川敷地占用許可準則の「都市・地域再生等利用区域」に指定される。
H25年4月	「とんぼりリバーウォーク」全區間開通。



図1 位置図

■事業スキーム

道頓堀川の事業スキームを示す（図 2）。主な関係主体は管理者、協議会（検討会）、事業者（占有者）、事業者（出店者）である。

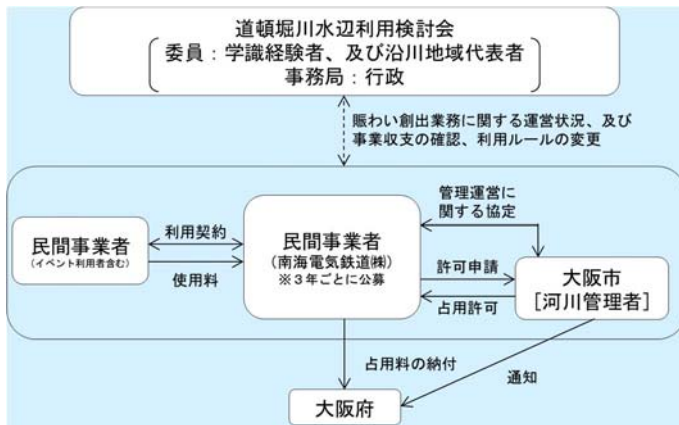


図 2 道頓堀川の事業スキーム

(1) 管理者

図 3 の通り、道頓堀川両岸の遊歩道は、河川区域内に張り出して整備されており、河川管理者から占有許可を得る必要がある。

- ・河川管理者：大阪市



図 3 河岸エリアの空間構成

(2) 協議会

協議会の概要を表 1 に示す。協議会の役割としては、民間の占有主体の運営状況、事業収支の確認及び利用ルールの検討などがある。

表 1 協議会の概要

名称	道頓堀川水辺利用検討会
構成員	学識経験者（大学、弁護士、会計士）、沿川地域代表者（商店会、町会等）
事務局	大阪市建設局下水道河川部河川課

(3) 事業者（占有者）

市により公募を行い、経済、まちづくり、経営、法律等に関する学識経験者その他からなる選定委員会にて選定を行う。選定の審査事項については、募集要項に示されており、選定結果等について大阪市のHPにて公表される。

(4) 事業者（出店者）

事業者（出店者）は管理運営者である事業者（占有者）と利用契約を結び営業活動を行う。

水辺のスペースを「つくる」段階

■基盤整備

道頓堀川水辺再生事業が「河川再生事業（当時）」として国の助成事業に採択され、①防潮機能、②水位の制御、③閘門機能、④水質浄化を目的として 2 基の水門が建設されるとともに、川沿いの遊歩道（約 1km）の整備が実施された。また、遊歩道の整備に併せ、湊町、太左衛門橋、日本橋の 3 箇所の船着場が整備された。

水辺のスペースを「借りる」段階

■占有許可

河川区域の占有については、選定委員会が選定した事業者（占有者）が河川法第 24 条に基づき、河川管理者である大阪市より占有許可を受けている。周辺エリアは、河川敷地占有許可準則第 2 2 の「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けており、民間事業者による営業活動が可能となっている。

■占用料

河川区域における占用料は、河川法第 32 条において、「流水占用料等」として都道府県知事が徴収することができる、とされている。河川占用料の額は大阪府流水占用料等条例第 2 条に基づき、オープンカフェの場合 10,300 円/m²・年である。本事例では、事業者（占有者）が負担することになっており、大阪府知事宛に納付し、府の一般財源として処理される。但し、現在、水の都大阪の再生及び更なる道頓堀川のにぎわい創出、エリア全体を包括的に維持管理を行っているため、占用料は免除されている。

■占有期間

河川占有期間は、河川敷地占有許可準則第 24 に基づき、1 年ごとに占有手続きを行う必要がある。

水辺のスペースに施設を「つくる」段階

■土地利用の形態

オープンカフェの土地利用のパターンは、河岸に面した土地や店舗を有している事業者が出店する場合の地先利用型である。

■事業者（出店者）

現在、15 店舗がオープンカフェの営業を行っている。事業者（占有者）が、公募ではなく遊歩道沿いに立地しているビルのオーナーや民間事業者に対して出店を呼びかけている。応募があった際には、事業者（占有者）と事業者（出店者）間で使用契約が交わされる。

水辺のスペースを「使う」段階

■使用料

事業者は使用料を管理運営団体である事業者（占有者）

に納付する。額は場所により異なる（参考例：戎橋～太左衛門橋（左岸）；32,400円/㎡・年）。

使用料は事業者（占有者）により、維持管理に使用される。

■契約期間

契約期間は3年単位である。

■事業者の負担

事業者（出店者）は使用料のみとなっている。

■維持管理

遊歩道自体の維持管理は占有者である南海電鉄株が実施するが、店舗周辺は事業者が行う。

■その他制度

営業にあたっては、建築基準法、消防法、食品衛生法及び食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例等の法令を遵守することが条件となっている。飲食店営業に関する許可申請等は事業者が行う。

水辺の利活用の取組を「評価する」段階 Check

■事業の効果

大阪市では、川側への間口の設置軒数、イベント回数、オープンカフェ設置軒数などを定期的に把握している。

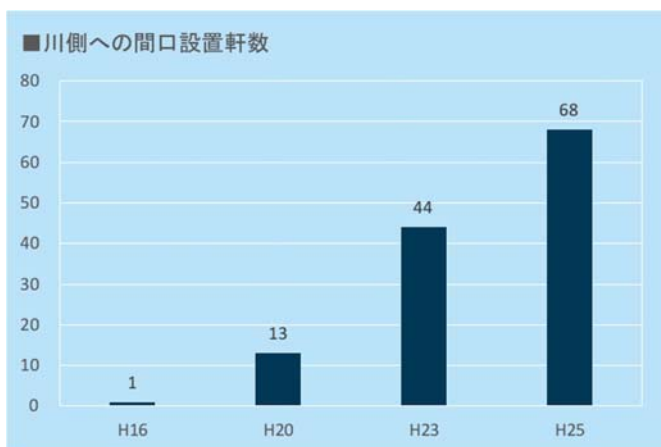


図 4 道頓堀川における川側への間口の設置軒数

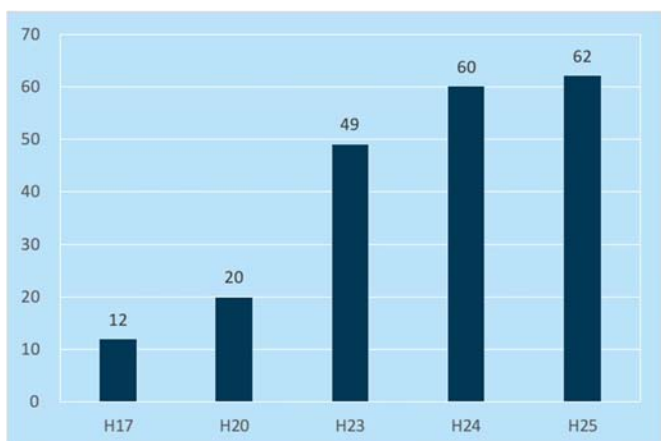


図 5 道頓堀川におけるイベント回数

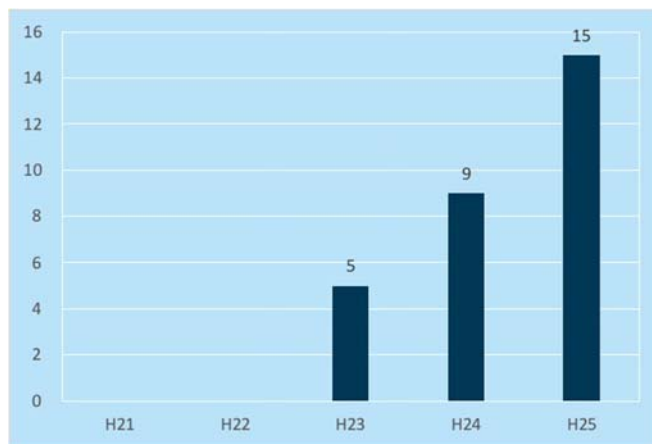


図 6 道頓堀川におけるオープンカフェ設置数

道頓堀川で特に特徴的なのは川側への間口の設置軒数の推移である。遊歩道完成前は川に背を向けていた建物が川側に入り口を設置していることから、川側遊歩道に新たな人の流れができてきていることが伺える。また、その他イベント数やオープンカフェ設置軒数も順調に増加している。

水辺の利活用の計画を「拡充・見直す」段階 Action

■最近の動き

平成 24 年度から、公募により選定した民間事業者（南海電気鉄道株式会社）が3年間遊歩道の管理運営を行い、遊歩道上でのイベント開催軒数やオープンカフェ設置数が着実に増加しているところである。

また、平成 27 年度からの新たな民間事業者を公募したところ、再度、南海電気鉄道株式会社が選定されている。そのため、これまでの経験を活かし、引き続き、道頓堀川において更なる水辺空間の利用促進が図られるよう、取り組みが進められている。

参考情報・問い合わせ先

■参考情報

- ・とんぼりリバーウォーク HP、<http://www.tonbori.jp/>
- ・道頓堀川の水辺整備（大阪市 HP）、
<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010881.html>

■問い合わせ先

(1)河川管理者（協議会事務局）
 名称：大阪市建設局 下水道河川部 河川課
 住所：〒559-0034
 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
 電話：06-6615-6838
 FAX：06-6615-6583

隅田川 民間占用によるオープンカフェ [東京都台東区]

都内初の河川区域における民間占用によるオープンカフェ



隅田川のオープンカフェ (写真：東京都)

■概要

かつてカミソリ堤防と呼ばれた垂直式の護岸によりまちと水辺が分断されていた隅田川では、テラス状の歩行者空間(隅田川テラス)が整備され、水辺の賑わい創出に向けた多様な取り組みが行われている。

浅草寺にほど近い隅田川沿いの隅田公園では、H25年から、都内で初めての例となる河川区域における民間事業者による占用によりオープンカフェが営まれている。



図 1 位置図

■事業の経緯

H20年 7月	スカイツリー建設開始。
H21年 2月	区議会でスカイツリー観光への活用が議論。オープンカフェの検討開始。
H23年 2月	実施のための住民説明会を実施。以降1年以上にわたる意見交換会実施。近隣住民の自主的な検討会も行われるようになる。
3月	ニーズ調査のための仮設店舗によるモデル事業を実施。好評のため継続検討。
H24年 3月	近隣検討会より「河川敷地の利用調整に関する協議会」に対する要望書が提出。
7月	「隅田公園オープンカフェ協議会」を設置、検討を開始。11月までに7回の協議会を実施し、募集要項をまとめる。
12月	12/6の区議会(文化・観光特別委員会)にて説明し了承。12/10東京都より「都市・地域再生等利用区域」に指定される。同日、一般公募を開始。
H25年 1月	1/24応募締切(6事業者提出)。1/30選定委員会による一次審査。
2月	2/4二次審査により事業者決定。
10月	2店舗オープン。(10/7 タリーズコーヒー、10/25 Café WE)

■事業スキーム

隅田川オープンカフェの事業スキームを示す(図2)。主な関係主体は管理者、協議会、事業者(出店者)である。

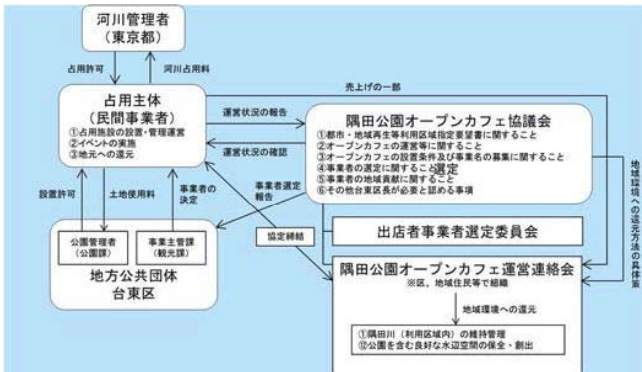


図2 隅田川の事業スキーム(公表資料を一部編集)

(1) 管理者

図3の通り、オープンカフェの設置場所となる河岸エリアは、台東区の都市公園区域にも指定されている。

オープンカフェ設置の際には、河川管理者及び公園管理者双方から占用許可を得る必要がある。

- ・河川管理者：東京都
- ・公園管理者：台東区

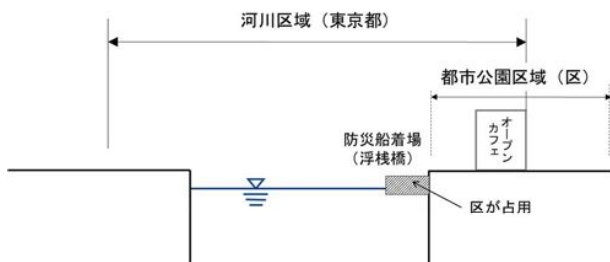


図3 河岸エリアの空間構成

(2) 協議会

協議会の概要を表1に示す。協議会の役割としては、占用関連の手続き、オープンカフェ出店者の募集・選定・契約、河岸緑地の企画・運営、地元との連絡調整などがある。事業者は含まれない。

表1 協議会の概要

名称	隅田川オープンカフェ協議会
構成員	学識経験者、地元住民代表、台東区商店街連合会、浅草商店連合会、浅草観光連盟、浅草料理飲食業組合、税理士、台東区議会議員、東京都、台東区
事務局	台東区役所文化産業観光部観光情報課隅田川オープンカフェ担当

(3) 事業者

台東区が公募を行い、協議会委員による出展事業者選

定委員会にて選定される。選定の審査事項については、募集要項に示されており、選定結果等について台東区役所のHPにて公表される。

事業者は「隅田川オープンカフェ出店者会」を結成し連絡調整を行う。また、「隅田川オープンカフェ運営連絡会」と協定を結び、施設の設置・管理運営、イベントの実施、地元への還元などを行う。

水辺のスペースを「つくる」段階

■基盤整備

河川については河川管理者として都が護岸整備などを行い、隅田川については公園管理者の台東区が整備を行ってきており、基本的な整備は実施済みであった。

区画内の建築基盤補強工事は台東区により実施される。

水辺のスペースを「借りる」段階

■占用許可

河川区域の占用については、オープンカフェ運営者である民間事業者が河川法第24条に基づき、河川管理者である東京都より占用許可を受けている。周辺エリアは、河川敷地占用許可準則第22の「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けており、民間事業者による営業活動が可能となっている。

都市公園区域の占用については、民間事業者(オープンカフェ運営者)が都市公園法第5条、東京都台東区立公園条例第7条に基づき、公園管理者である台東区より公園施設の設置許可を受けている。

■占用料

河川区域における占用料は、河川法第32条において、「流水占用料等」として都道府県知事が徴収することができる、とされている。また、河川占用料の額は東京都河川流水占用料等徴収条例第3条に基づき、8,361円/m²・年である。本事例では、各事業者がそれぞれ負担することになっており、東京都知事宛に納付し、都の一般会計として処理される。

土地の使用料については東京都台東区立公園条例第9条に基づき、1,128円/m²・月(13,536円/m²・年)であるが、河川占用期間にあわせて3年としている。

■占用期間

河川占用期間は、河川敷地占用許可準則第24に基づき、3年となるため、3年ごとに占用手続きを行う必要がある。

公園施設の管理期間は、都市公園法第5条に基づき、最長10年となっている。

水辺のスペースに施設を「つくる」段階

■土地利用の形態

土地利用のパターンは、新たに店舗を建築して出店する場合の独立店舗型である。

■事業者

現在、2店舗が営業を行っている（表 2）。

表 2 隅田川のオープンカフェ店舗一覧

	独立店舗型
隅田川	・ タリーズコーヒー隅田公園店 ・ Café W.E

H27年2月現在

■店舗建築時の負担・手続き

事業者は、出店に必要な建物基礎工事、建築工事、電気工事、給排水設備工事、環境整備工事等の工事費用を負担し、建築基準法等の関係法令の規定に適合する店舗を建設することが求められている。店舗の建築に際して都市計画法 53 条の許可申請及び建築確認申請は事業者自らが行う。

水辺のスペースを「使う」段階

Do

■寄付金

事業者は占用料とは別に「地域還元費用」と呼ばれる寄付金を協議会の下部組織である隅田公園オープンカフェ運営連絡会に納付する。額は売上に応じた数%（非公表）である。

地域還元費用は運営連絡会により、周辺の維持管理、良好な水辺空間の保全・創出等に使用される。

■出店期間

出店期間は河川敷地の占用許可期間が 3 年以内のため、3 年以内とされる。協議会において更新審査を行い、合意が得られた場合は、再度占用許可申請を行い継続することができる。とされている。

■事業者の負担

事業者は占用料、寄付金、出店に必要な工事費用の他、営業に必要な経費、維持管理費、町会費、地域貢献・環境対策に関する費用、占用終了時に原状回復費用を負担することが契約の条件となっている。

契約時に、保証金として施設工事費の 10%程度を負担することを義務付けている。

■維持管理

事業者は選定時の条件として、毎日の清掃及び必要に応じて水まきを行うことが定められている。また、テイクアウトを行う場合は利用区域及び公園周辺のゴミ清掃を行うことが定められている。

■その他制度

営業にあたっては、建築基準法、消防法、食品衛生法及び食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例等の法令を遵守することが条件となっている。飲食店営業に関する許可申請等は事業者が行う。

事業者からの毎月の利用者数・売上げなどの報告と定期的な利用者アンケートの実施などを義務付けている。

水辺の利活用の計画を「拡充・見直す」段階

Action

■最近の動き

2020 年に予定されている東京オリンピックを契機に、川辺を盛り上げようという機運が行政内部でも高まっている。

東京都では、「隅田川等における新たな水辺環境のあり方（2014）」にて、隅田川を水辺の賑わい創出の基軸（川の軸）とし、4つの「にぎわい誘導エリア」を設定し重点的な施策展開を行う予定としている。本地区は「浅草エリア」に該当し、浅草寺や東京スカイツリー等を含めた大規模な観光拠点としての役割が期待されている。取り組みの方策としては、浅草寺・東京スカイツリー間をつなぐ動線の形成・回遊性向上、浅草界隈のにぎわいの水辺への拡大、舟運や水辺利用の活性化・多様化が挙げられ、オープンカフェ等による水辺利用の促進やプロムナード整備などの施策展開がイメージされている。

参考情報・問い合わせ先

■参考情報

- ・新たな水辺整備のあり方検討会（2014）：隅田川等における新たな水辺環境のあり方
- ・東京都台東区、隅田公園オープンカフェ協議会（2012）：「隅田公園オープンカフェ」出店事業者募集要項、
https://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/cafe/opencafe-propo.files/opencafeyoukou.pdf

■問い合わせ先

(1) 協議会

名称：隅田公園オープンカフェ協議会事務局
（台東区文化産業観光部観光課隅田公園オープンカフェ担当）
住所：〒110-8615
台東区東上野四丁目5番6号
電話：03-5246-1151
FAX：03-5246-1515

(2) 東京都

名称：東京都建設局河川部計画課・指導調整課
住所：〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03-5320-5486（計画課）
03-5320-5409（指導調整課）

水辺の利活用の取組を「評価する」段階

Check

■事業の効果

河川区域における常設オープンカフェ(川床等の飲食店を含む)の占用許可の事例

	広島・京橋川、元安川		大阪・道頓堀川	名古屋・堀川	東京・隅田川	
スキーム図						
空間模式図						
占用場所	河川区域	公園区域	河川区域	河川区域	河川区域	公園区域
基盤整備(管理者)	国(河川)、広島県(河川)、広島市(公園)		大阪市	名古屋市	東京都(河川)、台東区(公園)	
占用ルール等検討組織	水の都ひろしま推進協議会		道頓堀川水辺利用検討会	堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会	隅田公園オープンカフェ協議会	
検討組織構成員	市民、経済・観光関係者、学識経験者、行政(国・県・市)		学識経験者、地元住民、商店街、弁護士、会計士(事務局:市)	学識経験者、地元代表、行政	学識経験者、地元住民、商店街、観光、税理士、都、区	
使用者決定組織	水の都ひろしま協議会 オープンカフェ出店者選定委員会(地域住民、有識者、経済観光)		民間事業者(南海電気鉄道株)	納屋橋地区河川敷地利用実行委員会(地域関係団体、公益財団法人)	出店事業者選定委員会(協議会委員)	
占用主体	水の都ひろしま推進協議会		民間事業者(南海電鉄が包括的に利用)	公益財団法人	民間事業者(オープンカフェ運営者)	
占用料	地先: 210 円/m ² ・年、独立: (店舗部分) 1,090 円/m ² ・年	免除	免除 (エリア全体を包括的に維持管理)	免除	8,361 円/m ² ・年	1,128 円/m ² ・月 (13,536 円/m ² ・年)
占用料根拠法令	広島県河川区域内占用料等徴収条例第3条	広島市公園条例(第11条: 減免規定)	大阪府流水占用料等条例第2条	愛知県流水占用料等徴収条例(第5条: 免除規定)	東京都河川流水占用料等徴収条例第3条	東京都台東区立公園条例第9条
占用料負担者	水の都ひろしま推進協議会		南海電気鉄道株	—	民間事業者(オープンカフェ運営者)	
占用料納付先	広島県知事	—	大阪府知事	—	東京都知事	台東区
占用根拠法令	河川法第24条、準則第22(都市・地域再生等利用区域等)	都市公園法第5条、広島市公園条例第7条第1項	河川法第24条、準則第22(都市・地域再生等利用区域等)	河川法第24条、準則第22(都市・地域再生等利用区域等)	河川法第24条、準則第22(都市・地域再生等利用区域等)	都市公園法第5条、東京都台東区立公園条例第7条
占用期間	10年	1年	3年	3年	3年	3年
施設設置者	水の都ひろしま推進協議会(設置負担はすべてオープンカフェ出店者)		民間事業者(オープンカフェ運営者)	民間事業者(オープンカフェ運営者)	民間事業者(オープンカフェ運営者)	
施設設置根拠法令	河川法第26条、工作物設置許可基準、都市公園法第5条		河川法第26条、工作物設置許可基準	河川法第26条、工作物設置許可基準	河川法第26条、工作物設置許可基準	
使用料	(事業協賛金) ○京橋川 建築物部分: 12,000 円/m ² ・年 その他: 2,400 円/m ² ・年 ○元安川 建築物部分: 13,200 円/m ² ・年 その他: 2,640 円/m ² ・年 (河川使用料) ○京橋川(地先利用型) 210 円/m ² ・年 ○京橋川(独立店舗型) (建築物部分に限る) 1,090 円/m ² ・年		場所により異なる。 (参考: 戎橋~太左衛門橋(左岸): 32,400 円/m ² ・年)	3,000 円/m ² ・年(リハーワーク部分)	歩合制(寄付金として)	
使用料納付先	(事業協賛金・河川使用料) 水の都ひろしま推進協議会		南海電気鉄道株	公益財団法人なごや建設事業サービス財団	隅田公園オープンカフェ運営連絡会	
使用料利用用途	(事業協賛金) 周辺環境整備(イルミネーション、植栽等) (河川使用料)河川占用料		維持管理	維持管理、良好な河川空間の保全・創出	維持管理、良好な水辺空間の保全・創出	
効果指標	利用者数		イベント開催数、川側に向いている建物数、船着場利用回数	イベント来場者数、イベント日数	利用者数・売上	
計画見直し、最近の動き	・H24年4月より太田川本川左岸でも1店舗のオープンカフェが営業を開始。京橋川では左岸にてH27年度中の営業開始予定。		・平成24年度から公募により選定した民間事業者が3年間遊歩道の管理運営を行い、イベント開催軒数やオープンカフェ設置数が着実に増加。 ・平成27年度から新たに民間事業者を公募し、再度、同事業者が選定されている。これまでの経験を活かし、引き続き、道頓堀川において更なる水辺空間の利用促進が図られるよう、取り組みが進められている。	・H24年4月より堀川水辺活用協議会を設置(堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会から組織変更)。 ・H27年度からの占用主体を公募する際、対象範囲を拡大。	・2020年に予定されている東京オリンピックを契機に、川辺を盛り上げようという機運が行政内部でも高まっている。 ・東京都では、「隅田川等における新たな水辺環境のあり方(2014)」にて、隅田川を水辺の賑わい創出の基軸(川の軸)とし、4つの「にぎわい誘導エリア」を設定し重点的な施策展開を行う予定としている。	
その他特徴	・独立店舗型店舗の場合、保証金の寄託または契約の保証を義務付けている。京橋川は、1区画50万円(複数区画の場合、50万円×区画数)、元安川は、出店者が提出する原状回復のための見積書と同額の保証金の寄託等を義務付けている。		—	—	・設置許可時に土地使用料の3月分、工事費の10分の1の金額を保証金として負担することを義務付けている。	

日本の各分野における占用許可制度の概要

	河川	道路	公園	港湾
根拠法令	河川法	道路法	都市公園法	港湾法
許可権者	河川管理者	道路管理者	公園管理者	港湾管理者
占用場所	河川区域内の土地	道路	都市公園	港湾区域内の水域又は公共空地
許可を受けられることができる物件	限定列挙	限定列挙	限定列挙	—
許可基準	治水・利水上の基準あり	① 占用に係る物件が道路法に限定列挙されている物件に該当するもの。 ② 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの。 ③ 占用の期間、占用の場所、占用物件の構造等について政令で定める基準に適合するもの。	公衆の利用に著しい影響を及ぼさず、必要やむを得ないもので、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可できる。	港湾の開発発展に著しく支障を与えるものがあるときは許可してはならない。
許可期間	公園・道路など：10年以内 グラウンド・練習場など：5年以内 営業活動が伴うもの：3年以内	電気・水道など ：10年以内 その他：5年以内	電気・水道など ：10年以内 その他：3年以内	港湾管理者（地方自治体）の条例で定める。 最長10年
占用料	都道府県知事に納付	道路管理者に納付	公園管理者に納付	港湾管理者に納付

現状における占用の考え方

区分	根拠法令	許可権者	占用条件等	占用物件	占用期間	占用料	占用料流れ	特例	備考
河川	河川法24条 28条 河川占用許可準則	河川管理者 国土交通省 河川事務所	治水・利水上の基準あり	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設 キャンプ場等のレクリエーション施設、自転車歩行者専用道路 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅含む。)又はトンネル 堤防の天端又は裏小段に設置する道路 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電柱、情報通信など 地下に設置する下水処理場又は発電所 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設 水防倉庫、防災倉庫その他水防、防災活動のために必要な施設 遊歩道、階段、俣所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連続又は周辺環境整備のために設置されるもの 地下に設置する道路、公共駐車場 売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。) 防犯灯 河川教育・学習施設、自然観察施設 河川維持用具等倉庫 公共的な水上交通のための船着場 船舶係留施設又は船舶上下架施設(網路を含む。) 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設 いけす、採草放牧地 事業場等からの排水のための施設 グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場 <p>都市・地域再生等占用方針 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設等、施設と一体をなす飲食店、売店、オーブンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理工場等、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設</p>	グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場は5年以内 それ以外は10年以内 都市再生関連営業活動がともなうものは3年以内	河川が存在する各都道府県の条例	都道府県の一般会計	H23年の河川占用許可準則の改定により公的主体の占用以外に民間事業者も占用できるようになった (河川占用許可準則の中に明記されているが、その運用は河川管理者(国の場合は事務所単位)に任されている なお、工作物などもならない一時使用許可もある	
道路	道路法39条 道路法施行令 7条 19条	道路管理者 国土交通省 都道府県 市町村	① 占用に係る物件が道路法に規定列挙されている物件に該当するものであること。 ② 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。 ③ 占用の期間、占用の場所、占用物件の構造等について政令で定める基準に適合するものであること。	1号 電柱、公衆電話、広告塔、公衆便所、消火栓、くずかご、ベンチ、バス待合所、街灯など 2号 水害、下水道管、ガス管 3号 鉄道、軌道その他これらに類する施設 4号 歩道、雪よけその他これらに類する施設(アーケードなど) 5号 地下街、地下室、運路、浄化槽その他これらに類する施設 6号 露店、商品陳列その他これらに類する施設 7号 政令委任物件 看板、標識、旗竿、ハーキング・カメラ、幕及びブリーチ 太陽光発電設備など 津波からの一時的な避難場所 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用材料 土石、竹木、瓦その他の工事用材料 防火地域における耐火建築物仮設店舗その他の仮設建築物 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、その他これらに類する施設及び自動車駐車場 道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、その他これらに類する施設及び自動車駐車場 二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具 など	インフラに関するもの 10年 その他 5年	国は道路管理者が定める(料金提示と、近傍の地面の割合で算出するものがある) 都道府県・市町村は条例で定める	国が管理する道路 →社会資本整備特別会計道路整備助成金の雑収入 都道府県が管理する道路 →都道府県の一般会計 市町村が管理する道路 →市町村の一般会計	H17/3(局長通達) 地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い H20/3(局長通達) 地域における公共的な取組みに要する道路占用の取扱いについて H25/7(課長通達) 道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について	道路法 → 占用許可(道路管理者) 道路交通法 → 使用許可(警察)

区分	根拠法令	許可権者	占有条件等	占有物件	占有期間	占有料	占有料流れ	特例	備考
	都市公園法 第6条 第7条 第12条～17条 同 都市公園法施行令 第12条～17条	公園管理者 都道府県 市町村	公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要や心を得不い認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可できる。	①電柱、電線、変圧器その他これらに類するもの ②水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの ③道路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類するもの ④郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 ⑤非常災害に際し災害にかからせるため設けられる仮設工作物 ⑥競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する仮設工作物 ⑦前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設	左欄の①～③：10年以内 同④：3年以内等	都道府県・市町村は、占有料を条例で定める。	許可を受けたもの⇒公園管理者へ納付		
公園	都市公園法第5条 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)	公園管理者 都道府県 市町村	(設置又は管理の許可の別表) ①公園管理者が自ら設置し、又は管理すること認められるもの ②当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの	(許可を受ける者) 私人、民間事業者、地方公共団体、公益法人、NPO法人、中間法人等 *許可が適用される場合の別表) 即ち、当該細かな管理が期待される場合、例えば地域住民団体による身近な公園における公園施設の設置又は管理など) *公園管理者が自ら公園施設を設置又は管理するよりも、第三者が有する専門的なノウハウや企画力、資金力等により、当該公園施設の機能が向上する場合や、当該公園施設の管理コストが削減される場合 (例えば特定のスポーツ競技のための公園施設の設置又は管理を当該スポーツ団体の愛好団体が行う場合、レストランを管理する民間事業者がレストラン前の芝生広場や花壇も一体的に管理して利用者が多い週末等にはオープンカフェとして利用する場合など)	10年を超えることと認めないこと 公園管理者が地方公共団体 体の場合には、使用料は地方自治法第225条に基づき条例で定める。	公園管理者が地方公共団体 は、使用料は政令第20条に基づき政令で定める。 公園管理者が地方公共団体 の場合には、使用料は地方自治法第225条に基づき条例で定める。	許可を受けたもの⇒公園管理者へ納付		
	港湾法37条 (水域の占有) ◆港湾法2条 港湾区域は水域のみ	港湾管理者 都道府県 市町村	*他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと *周辺の船舶航行に支障を与えないこと *近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと *環境を悪化させないこと	※水域利用の例 *船舶の水上保管エリア：水上バスの保管、保管施設の設置等 *小型船舶の航行エリア：遊覧船着岸、プレジャーボート一時係留、ボート遊び等 *賑わい創出エリア：水上への商業施設、イベントスペース設置、海水浴、釣り等 *都市活動支援エリア：エネルギー関連施設の設置(都市機能の一部を水域で展開するエリア) *環境創造エリア：干場の活用、築地形成等	・昭和54年通達「長期設置案件については道路法、都市公園法の考え方を参照する。 平成29年通達「新設案件(レストラン等)については最長10年間まで認めても良い。」	地元自治体(港湾管理者)の定める条例により規定。 平成29年通達「基本的に不動産鑑定評価上の手法を用いて算定	水域の占有料は、港湾管理者 が定める。	H27(通達・事務連絡) ホテル、レストラン等の事業による水域 占有を行うおとする案件の発生に鑑み、水域占有許可を行う際の留意点を提示。 行政手続法の施行を受け、水域占有許可に係る審査基準及び標準処理期間を規定。	
港湾	港湾法39条 (陸域一臨港地区)の 参考として臨港地区の 考え方を整理 港湾区域ではない	港湾管理者 都道府県 市町村	*港湾管理者は下記の9分区分を指し、それぞれの利用目的に沿って開発等の行為を制限することができる。 *臨港地区の区分「臨港地区」、「特殊物資港地区」、「漁業港地区」、「保安港地区」、「ハンカー港地区」、「修業厚生港地区」 *上記に該当しない区域を「無区分」とし、都市計画法に基づき地区計画等による規制のもと、都市的利用が可能。	※臨港地区の9分区分の指定基準 一 商港地区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域 二 特殊物資港地区：石炭、鉄石その他大量ばら積を運搬する物資を取り扱わせることを目的とする区域 三 工業港地区：工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域 四 鉄道運送港地区：鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域 五 漁港地区：水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域 六 ハンカー港地区：船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域 七 保安港地区：爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域 八 マリーナ港地区：スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便を図ることを目的とする区域 九 修業厚生港地区：その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域	港湾管理者は、港湾管理者の定める条例により規定。	港湾管理者が定める条例により規定。 平成29年通達「基本的に不動産鑑定評価上の手法を用いて算定	港湾管理者が定める条例により規定。 平成29年通達「基本的に不動産鑑定評価上の手法を用いて算定	S62年 *分区分のモデル条例を運送し、臨港地区内で建築可能な施設を拡大するよう、各港湾管理者に分区分条例の改正を促した。 一昭和63年、建設省の事務連絡により事実上無効。 H4年 *運輸省と建設省の合同で、分区分と地区計画等を重層的に適用する旨の通達。 *分区分の指定・無指定によって臨港地区内分区分のほかに「無区分」が認められ、臨港地区の都市的利用と港湾的利用の双方が認められるようになった。 *無分区分では都市計画法に基づく地区計画等による建物用途などの規制が実施される。	陸域は、公共用地のみが占有となる

河川管理

当該事例における官民の役割分担の特徴

- ①陸軍工兵隊が流域単位毎に洪水防衛の役割を担っており、2005年度に全米各地の『ダム・ロックゲートの管理運営・メンテナンス業務』に関する『市場化テスト』が実施される予定だったが、洪水時の放水等、行政判断を伴う水門管理者を市場化テストの対象にすることについて、超党派議員から反対の声明が発表され、現在、陸軍工兵隊は市場化テストの実施を2007年度まで延期している。
- ②英国では、環境庁が水管理・環境保全の枠割りを担っており、2001年に特定地域の『洪水防衛施設の整備』を『PFI』形式で実施している。
- ③独国では、河川（一級河川、二級河川等）に州政府・郡及び市町村が、④仏国（出先）に国（出先）・県・自治体で構成される水管理庁や流域管理委員会が、それぞれ河川管理を行っている。

	米国	英国	独国	仏国
制度の概要	<p><連邦政府の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 米連邦政府における河川管理は、ダムや堤防などの構造物による治水と、氾濫原の管理、土地利用の制限、警報システムや避難プログラムなどの治水管理が挙げられる。米連邦政府においては、ダムや堤防などの構造物による治水を担う河川管理機関は、内務省開墾局、テネシー川流域開発公社(TVA)、陸軍工兵隊等である。このうち陸軍工兵隊は、軍事部門と民間業務部門を併設されている。民間業務部門は軍事部門を併設されている。民間業務部門は民間人と650人の軍人が在籍し、約3万6,400人の民間人と民間業務部門、TVAと並ぶ連邦政府における主要な河川管理機関である。 陸軍工兵隊(民間業務部門)の主要な業務は、治水と治水のための河川改修(ダムや堤防の建設、河床の浚渫、舟運のための航路改善、湿地の保護など)である。但し、民間業務部門の戦略計画(2004年度-09年度)によると、この民間業務部門のミッションによると、水環境に係る“建設”から“管理・保護”に変容しているという。 	<p><法的枠組></p> <ul style="list-style-type: none"> 英国における河川管理は、治水対策に対する義務は、基本的に沿岸土地所有者に課せられており、国の機関である環境、食料・地域問題省(DEFRA: Department for Environment, Food and Rural Affairs)や、同省が所管するエージェンシーである環境庁(Environmental Agency)には、治水対策に関する義務が一元的に課せられているわけではない。 治水法(Water Act)では、国内主要河川の管理については環境庁が治水事業を実施できる権限を与えられているとともに、同じ中小河川の管理については、各地の治水組合(Drainage Board)や地方自治体が治水事業を実施できる権限を与えられている。 英国では河川の氾濫源内に人口・資産があまり集積していないこともあり、これまで高潮防護事業を除いては、洪水防衛目的のみで大規模な公共事業が行われることはそれほど多くない。近年では環境保全事業の一部という考え方に沿って、水質、水資源、漁業、レクリエーション等も視野に入れた治水計画の策定と、各関係機関の共同形態での資本整備、維持管理事業が進められている。 環境、食料・地域問題省では、環境庁、各地の治水組合、地方自治体に対してこうした事業実施のための補助金を交付してきているが、取り分け環境庁に対しては治水防衛・治水対策を目的とした資本整備・維持のための補助金を集中的に交付してきている。特に、2000年前後に顕著した治水被害の増加を受けて、その後、治水防衛のための予算(補助金)が飛躍的に増加したとしている。 	<p><法的枠組></p> <ul style="list-style-type: none"> 独国では、連邦の水管理法と州の水管理法が定められており、連邦法では、治水・利水・水質保全等の水循環を一体にとらえた法律であるが、州法では治水に関する規制の具体的な内容については州法で詳細に定められている。 環境・自然保護・原子炉安全省(Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit)が水管理の中心官庁。 連邦政府が治水に果たす主な役割を挙げると <ul style="list-style-type: none"> (a) 治水被害に対する救済 (b) 治水被災者への経済支援 (c) 連邦水路における流域国際間の調整 (d) また交通・建設、住宅省(Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung)は連邦水路の維持・管理を管轄。 上記、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の取組を除いた全ての治水事業は、州が行う。また、二級河川及び三級河川の治水事業の計画、実施は郡や市町村が実施。 州政府が、原則として連邦水路と一級河川の管理に係る費用(堤防の改修等)を負担し、市町村が財政能力に配慮して、州政府が市町村に約70%までの補助を与えている。 例：ライン川 連邦水路であるため、連邦政府は仏国・オランダ・スイス等の関係国と共に調整を図る役割を担う。州は治水対策を実施。 例：エルベ川 可航水路であるため、水路の維持管理において連邦政府が河川の低水路を管理し、州政府が高水路から堤防を管理。 	<p><法的枠組></p> <ul style="list-style-type: none"> 1807年の民法典において、「河岸所有者の洪水防衛責任」の原則が定められ、基本的に国は洪水防衛に対する責任を有していない。 1964年の水法の枠組の中で、6つの流域毎に、民間的な地位及び財政的な自主性を付与された公的な監督機関として水管理庁を設け、同庁の財源は、「汚染者・利用者負担」の原則に基づき、取水と排水に関する賦課金である。 それぞれ水管理庁は、以下から構成される役員会により運営され、役員会の議長と水管理庁長官は政府により指名。 (a) 自治市町村の代表 (b) 様々な利用者の代表 (c) 国の代表 (d) 管理庁の職員代表 <ul style="list-style-type: none"> 1992年の水法の改正により、河川流域委員会(議長は地方選出の公務員)が流域基本計画を定め、それを上位計画として、小流域毎におおまかな河川整備の方向を示す個別計画が定められている。 連邦政府の取組 環境省は、水資源管理、水質管理、洪水を主管すると共に、定期的に水に関する関係各州会議を主催し、各州間の調整を行っている。設備省は、可航水路の管理を行っている。 これら各中央省庁は(一部を除き)、地域圏レベル、県レベルで地方組織を有しているため、河川流域委員会が設置された県にある国の出先機関は、水資源の管理や水法の施行について、国の政策と一致するよう調整している。 例：ガール川等の支川 県や自治体等から構成される管理組合が、国や県から補助金を支給され、堤防の浚渫等を実施するケースが多い。
PPPの手法	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト、アウトソーシング等 FY2004には、情報通信連邦サービスの市場化テスト(職員1,400名が対象)が公表され、FY2005にはダム及びロックゲート(水面の高さが違う2つの川のあいだを船が通行できるようにするための施設)の管理運営・メンテナンス業務に関する市場化テストが公表されている 	<ul style="list-style-type: none"> PFI 1993年、環境庁はノースヨーク地方における洪水防衛施設を評価。同地方の洪水防衛施設が、侵食や海面上昇等により劣化していることを指摘。2001年、PFIプロジェクトとして洪水防衛施設の設計からコンサルテーション、戦略立案、メンテナンス等について20年契約を締結 リスク分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> EU指令(2000年採択) 流域単位での統合管理を記 独国においては、a)連邦法については国内法適用済。b)州法は未適用状態。 日本における治水事業の事業者 一級河川：国(指定区間は都道府県) 二級河川：都道府県 準用河川：市町村 	<ul style="list-style-type: none"> EU指令(2000年採択) 流域単位での統合管理を記 独国においては、a)連邦法については国内法適用済。b)州法は未適用状態。 日本における治水事業の事業者 一級河川：国(指定区間は都道府県) 二級河川：都道府県 準用河川：市町村
個別事例				
主たる成果と課題				

海外の水辺における占用許可の事例

	フランス：パリ	デンマーク：コペンハーゲン	アメリカ：サンアントニオ	オランダ：アムステルダム
水辺名称	セーヌ川	ニューハウ運河	サンアントニオ川	アイ湖
利用用途等	パリ・プラージュ（イベント）	レストラン・カフェ	レストラン・カフェ等	フローティングハウス
概要	<ul style="list-style-type: none"> 2001年に当選したパリのドラノ工市長の発案により、夏のバカンスシーズンに高速道路の通行を止め、人工的なビーチを造成し市民に開放することが決定された。 パリ・プラージュと呼ばれ、2002年よりパリ市民の浜辺のレジャー場所として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> コペンハーゲンで最も有名なウォーターフロントとして、カフェ・レストラン（北側）やアンティークショップ（南側）が軒を連ねており、北欧を代表する観光スポットとして多くの観光客が来訪している。 オープンカフェは4～9月の営業である。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二次大戦後、リバーウォークは市民の関心が薄れ浄浪者のたまり場となり、町はゴーストタウンと化した。 1963年、危機感をもった市はリバーウォーク再生のマスタープランを採択し、街の再生に乗り出した。翌年、リバーウォーク周辺の店主等の地元住民がNPO組織を設立し、様々な再生プランを提案し、街は活気を取り戻した。 	<ul style="list-style-type: none"> アムステルダム市街地の東側にあるアイ湖を埋め立てた人工島上に都市を建設するアイブルクマスタープラン（18,000世帯、45,000人の住居と12,000人の職場を収容）が1996年に市議会で承認。 一般的な住宅の他、一部で水上住居（フローティングハウス）や堤防住居（ダイクハウス）が建設された。
写真	 <p>http://www.m2design.co.jp/mlog/?p=588</p>			
模式図				
体制	 <p>参考文献 2)</p>	 <p>参考文献 2)</p>	 <p>参考文献 2)</p>	 <p>参考文献 10) より作成</p>
管理者の許認可	道路管理者（道路局）：道路占用許可 河川占用許可は不明	道路管理者（市）：道路占用許可（排水設備を設置する場合は下水道管理者の許可必要） ³⁾	リバーウォーク内は店舗の材質・色に規制が掛けられ民間事業者が店舗の改装を行う場合は監督委員会の承認を得なければならない。	市：開発許可 ¹⁰⁾
法令・規則・基準	<ul style="list-style-type: none"> 道路占用：道路法典（CODE DE LA VOIRIE ROUTIERE） オープンカフェ：公道における露店およびテラスの設置に関する条例（パリ市）³⁾ 水法（流域委員会による洪水管理） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路空間等に関する条例（市）³⁾ 公道における屋台・露店等営業規則（市）³⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> サンアントニオ市条例第2編第22章公園及びレクリエーション第5条リバーウォークの使用に関する規則⁶⁾ 河川洪水管理に関する公法 111-8（Public Law 111-8）⁷⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 国家建築法（National Building Act）の安全性の要件を満たす建築物¹⁰⁾ 水底に固定された柱に繋留された法律上、一般の不動産として扱われる¹⁰⁾ オランダ水委員会法（Dutch Water Boards Act 1992）：洪水管理等に関する水委員会の責務を規定¹¹⁾
河川占用料等	<ul style="list-style-type: none"> 入場料は無料（カフェ、レストラン、売店、アトラクション使用料等は別） パリ・プラージュの予算 200万ユーロ（2004年）の内、140万ユーロ（約7割）は民間企業のスポンサー及びカフェ、レストラン、売店等からの使用料で賄っている。 カフェ、売店等が市に払う使用料は不明だが、一般的に公道にオープンカフェ等を設置する場合、事業規模、利益、環境条件を市が査定し契約期間や使用料を設定している（約1,500円～60,000円/年・m²）⁵⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> 河川占用料は無し（河川区域でないため）。 コペンハーゲンのストロイエ（歩行者天国）でカフェ、売店等が市に払う使用料は平均3,900円/月・m²。 公共空間の使用料は、市の年度予算と関連して調整され、毎年6月に決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川占用料は無し（河川区域でないため）。 公園占用料は有り。 支出：年間140万ドル（人件費・景観管理費・清掃用品等）、収入：年間600万ドル（ポート、ホテル税、レストラン等のリース料）⁸⁾ リバーウォーク内の民間事業者と土地所有者等からなるNPO団体が維持管理等を実施。また、地区全体の維持管理等を振興組合が実施。²⁾ 振興組合の会員は約2.5km四方エリアに545事業者あり、固定資産税に一定の率を掛けた賦課金が徴収され、年間約120万ドルとなる。この予算により振興組合はサンアントニオ中心地区での維持管理、巡回、景観維持向上活動を実施。⁹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> フローティングハウスの分譲売り出し価格（2009年）について、3階建て延床面積約160m²、寝室（2箇所）と浴室・トイレ（2箇所）、アムステルダム市内まで自転車で30分という立地条件でおよそ7,200万円と高価¹²⁾

参考文献

- 1) Dr. Norman Garrick & Jason Billings, University of Connecticut, Case Studies of the Access and Mobility Impact of Freeway Removal. <http://www.croog.org/publications/TransportationDocs/Viaduct/CS-UConnGradResearch.pdf>
- 2) 近藤貴弘, 小川信次, 近藤健雄, 山本和清(2009): 海外の河川における公共空間管理に関する研究 -サン・アントニオリバーウォークおよびセーヌ川を対象として-, <http://www.cst.nihon-u.ac.jp/research/gakujutu/53/pdf/J-17.pdf>
- 3) 篠原修他(2007): 公共空間の活用と賑わいまちづくり, 第1部 海外諸都市にみる公共空間活用, 学芸出版社 <http://linearcityproject.blogspot.jp/2010/05/project-2-paris-plage.html>
- 4) 札幌市(2011): 道路(みち)づかいのすすめ 第3章 楽しく魅力的な道路(みち)づかいを目標として, <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshinkotsu/action/documents/30.pdf>
- 5) <http://library.municode.com/index.aspx?clientId=11508>
- 6) San Antonio River Authority, San Antonio River Improvements Project, http://www.sanantonioriver.org/mission_reach/mission_reach.php
- 7) 横倉康幸: サンアントニオリバーウォーク調査報告書, http://www.paramo.jp/view_pamph.php?client_id=yokokura&pamph_id=river_walk2002
- 8) 土肥 龍夫(2004): 特別寄稿 当所米園産業経済視察報告 水辺空間を生かした街づくり ～水と緑、商業空間を見事に調和させた都市・サンアントニオ市～, 「商工とまじ」H16年1月号, http://www.ceis-toyama.or.jp/toyama/magazine/h15_m/0401tokubetukikouh.html
- 9) Municipality of Amsterdam, Projectbureau IJburg Ontwikkelingscombinatie Waterbuurt West, FLOATING amsterdam, <http://www.a-realestate.it/openscms/export/sites/default/allegati/AmsterdamFloating.pdf>
- 10) <http://drogevoeten.wordpress.com/2010/11/27/water-boards/>
- 11) <http://online.wsj.com/article/SB10001424127887323826704578354611140882902.html>

水辺とまちの未来創造メッセージ 概要版

～ここから水辺の未来が動き出す～

平成26年3月

水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会

水辺とまちの未来のかたちをデザインし、持続可能な未来の創造に貢献するために「水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会」(座長:陣内 秀信 法政大学デザイン工学部教授)を設置し、平成25年度に開催した4回の懇談会で生まれたヒントフレーズなどをそのままメッセージブックとしてとりまとめました。

水辺とまちの未来創造メッセージ(抜粋)

詳細は <http://www.rfc.or.jp/pdf/event/message.pdf> を参照してください

(1) 水辺は狼狽で色気があった。日本の水辺は世界に誇れるものであるはず

かつて水辺は狼狽で色気があったにもかかわらず、治水重視という時代の要請により水辺は様変わりしていった。しかし、現在でもなお水辺には潜在的に魅力がたくさん詰まっている。

(2) 河川空間は公共空間なのに自由に使えない?

日本の河川空間は公共空間であるのに自由に使えないという経験を持った人がたくさんいる。また、そもそも近づこうともしない人もいようだ。自分たちの手で水辺のまちづくりに関わり、まちに対する誇りと自由度の高い空間を取り戻そう。

(3) 水辺を使い倒して、楽しみ倒す

水辺にはわくわく感があり、楽しみもビジネスも眠っている。「とんでもないこと」と思って尻込みするのではなく、とにかく使い倒して、楽しみ倒そう。

(4) 地域固有の歴史・文化を活かしつつ、クリエイティブに再生する

水辺を再生するには、大規模開発よりも既存の施設をリノベーションすることが有利である。海外で多く見られるように、アーティストやクリエイター、先見性のある企業などが活躍すべき場所である。

(5) 自分たちで水辺を楽しむ礼儀作法をつくる

なんでもありで水辺を無秩序に利用するだけでは、行政との競合は解消しない。最低限のルール、礼儀作法が必要であり、その作法を利用者自ら考えるという自己責任の文化の確立が必要である。

(6) 水辺の利用者、地域住民、行政をつなぐコーディネーターが必要

利用者の思いと行政の管理との間に競合があり、その調整に膨大なエネルギーが消費され、あきらめてしまいがち。また、地元の一部の反対により実現できない場合もある。かつてのテキ屋のように利用者、地域住民、行政をつなぐコーディネーターが必要である。

(7) 行政は公平、公正、中立の姿勢は重要であるが、新しい提案を受け入れたりする度量をもつ

行政サイドの公平、公正、中立の姿勢は重要であるが、時代の要請にさらに柔軟に対応していくためには、利用者の意見をよく聞き、共に考える姿勢が求められている。また、縦割り行政の弊害により水辺とまちが分断されていたり、中央と地方(現場)の感覚にズレもあったりする。

(8) 持続可能性を担保する資金調達や規制緩和のしくみ

持続可能性を担保するためには、資金調達や規制緩和についてさらに工夫していく必要がある。占用料や使用料の有効活用方策、クラウドファンディング、ファンドレイジングなどの新たな仕組みを検討してみよう。

(9) 未来の水辺に向かってつなげる、育てる

日々目にしているものと記憶をつなげてアプローチすることは共感を得るための重要な視点である。同じ思いを持つもの同士が協働することが大切であり、利用者自らが水辺をつくり、使い、育てることが重要である。

(10) 水辺の使い方に対する共感と実践を広げていくためのプロモーションの方法

都市の資産としての水辺の使い方を市民・行政ともに広めていくためには、よりよい使い方、理想的なあり方を広く周知する必要がある。それがひいては、「日本ならではの」水辺の利用を促し、都市ごとのブランド認知にも寄与することとなる。